

仕 様 書

1. 業務名称

世田谷区新庁舎等デジタルサイネージシステム構築等業務委託

2. 業務目的

世田谷区新庁舎等において、デジタルサイネージシステムを導入のうえ、行政情報や催事情報等のコンテンツを来庁者に分かりやすく提供することで、区の情報発信力を高めるとともに、来庁者の利便性を向上させることを目的とする。

3. 履行期間

令和5年4月上旬から令和6年3月22日（金）まで

ただし、「4. 業務内容（1）デジタルサイネージシステム構築」については、10月13日（金）までに完了させ、「4. 業務内容（2）管理用PC設置」及び「4. 業務内容（3）ディスプレイとの接続 ②の投影確認」については、10月中の区が別途指定する日までに完了させること。

4. 業務内容

（1）デジタルサイネージシステム構築

- ①新庁舎に区が設置するディスプレイに、区が作成する行政情報等のコンテンツを投影するためのシステムを構築すること。
- ②コンテンツは、動画や静止画、音声を含む行政情報等とし、ディスプレイを主に3つのグループ（イベントや啓発情報等の行政情報を投影するもの、ポスター等の静止画を投影するもの、会議や申請会場等の催事情報を投影するもの）に分けて投影する運用を予定している。
- ③システムの主な機能は次のとおりとする。
 - （ア）ログインするためのユーザーID・パスワードを5つ以上設定できること。
 - （イ）ディスプレイごとの電源のON/OFFを曜日・時間で指定できるとともに、即時で行うことができること。
 - （ウ）区が設置するディスプレイ数は10台だが、今後、17台程度を追加設置（最終的に27台）する予定のため、最低でも30台を制御できるシステムとすること。
 - （エ）同時に全てのディスプレイで異なるコンテンツまたは同一のコンテンツを投影することが可能なシステムとすること。

- (オ) 音声付きの動画（MP4）や静止画（JPEG、PNG）の投影が可能なシステムとすること。
- (カ) 管理用PCへのデータ取込みは、USBメモリを使用する。
- (キ) コンテンツの表示順、表示時間等を職員が容易に設定、変更可能であること。

④行政情報を投影するためのシステムの主な機能は次のとおりとする。

- (ア) 行政情報用のコンテンツ登録画面において、最低でも100以上のコンテンツを保存可能とし、コンテンツごとに表示終了予定日時を登録することができ、表示終了予定日時を超過したときは、自動的に表示終了されること。
- (イ) 行政情報用のコンテンツ登録画面において、投影するコンテンツを最低でも50以上登録することができ、コンテンツごとに投影開始日時、投影終了日時、投影時間、投影ディスプレイを登録することができること。
- (ウ) 行政情報用のコンテンツ管理画面において、登録したコンテンツの投影順を設定できること。
- (エ) コンテンツが動画の場合は、動画時間に合わせて投影できるようにすること。

⑤ポスターを投影するためのシステムの主な機能は次のとおりとする。

- (ア) ポスター用のコンテンツ登録画面において、最低でも500以上のコンテンツを登録可能とし、コンテンツごとに表示終了予定日時を登録することができ、表示終了予定日時を超過したときは、自動的に表示終了されること。
- (イ) ポスター用のコンテンツ登録画面において、投影するコンテンツを最低でも300以上登録することができ、コンテンツごとに投影開始日時、投影終了日時、投影時間、投影ディスプレイを登録することができること。
- (ウ) ポスター用のコンテンツ登録画面において、登録したコンテンツの投影順を設定できること。

⑥催事情報を投影するためのシステムの主な機能は次のとおりとする。

- (ア) 催事情報用の登録画面において、1日につき最低でも30以上の催事情報（タイトル・場所・時間・備考）と投影ディスプレイを登録可能とし、1か月程度先まで1日ごとに登録することができること。
- (イ) 文字数やレイアウト、フォント等については、区担当課へ提案のうえ、協議し、決定すること。

⑦より良い提案であると区担当課が判断する内容は、受託者と協議のうえ決定する。

(2) 管理用PC設置

- ①行政情報等投影システムを管理する管理用PCを2台設置すること。
- ②管理用PCの設置場所は、別紙2「デジタルサイネージ 配置計画図」のとおりとし、区が別途用意したLANポート及び電源と接続し、投影に必要な設定等を行うこと。
- ③管理用PC設置場所付近にLANポート及び電源を用意するが、LANポート及び電源から管理用PCまでのLANケーブル及び電源ケーブルの敷設は受託者で対応すること。

(3) ディスプレイとの接続

- ①行政情報を投影するためのディスプレイは、別紙2「デジタルサイネージ 配置計画図」のとおり、別途、区が設置するが、本業務により構築するデジタルサイネージシステムとの親和性が確実に確保できるディスプレイの型番等を書面により、4月中旬までに区に提出すること。
なお、管理用PC付近のLANポートとディスプレイ付近のLANポート間のLANケーブルは区で敷設する。
- ②区が設置するディスプレイと本業務で設置する管理用PCを接続し、投影ができることを確認すること。STB等、投影するために必要な機器やケーブル等は、受託者で用意のうえ設置すること。
なお、作業にあたっては、ディスプレイ設置作業との調整が必要なことから、スケジュール等について区と協議すること。

(4) その他委託業務

①会議録

本業務の履行にあたり、区担当課と打合せ等を行った場合は、会議録を作成のうえ、電子データで区担当課へ提出すること。

②研修

操作マニュアルを作成のうえ、電子データで区担当課へ提供するとともに、職員への説明を行い、操作にかかる習熟を図ること。

5. 受託者の義務

- (1) 本業務の履行にあたり、区担当課の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書等に明示されていない事項でも、その履行上、当然に必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (3) 契約書及び仕様書等に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても区に別途費用を請求することはできない。ただし、区担当課の要求による仕様変更に伴う追加費用については、別途協議を行うものとする。

6. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う（1回払い）。

7. その他

- (1) 本仕様書に明示されていないが、受託者において業務を履行する上で必要と判断する事項がある場合は、区担当課と協議の上、適切に対応すること。
- (2) 業務の履行にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、専門会社等の第三者の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ区担当課の許可を得なければならない。
- (5) 受託者は、本業務の履行完了の前後を問わず、業務の履行に際し知り得た区の機密情報を第三者へ漏らしたり、その機密情報を目的以外で使用してはならない。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義や不明の点等がある場合、また、本仕様書に定めのない事項については、区担当課と協議の上、決定すること。

8. 本件担当

世田谷区庁舎整備担当部庁舎管理担当課 宮田、^{おおや}大谷、伊藤

電 話：03-5432-2088

F A X：03-5432-3061